

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

○計量器の定期検査を実施する件

福島県教育委員会

○福島県教育委員会が取り扱う個人情報保護の保護に関する規則の一部を改正する規則

四〇五

四〇五

告 示

福島県告示第五百二十二号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年七月二十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
東白川郡鮫川村	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第329号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）	九月五日 午後二時から 午後四時まで	鮫川村公民館
同 郡矢祭町		九月六日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで	矢祭町山村開発センター

同 郡棚倉

九月七日
午前九時から
午前一二時まで
午後一時から
午後四時まで

棚倉町役場

同 郡塙町

九月八日
午前九時から
午前一二時まで
午後一時から
午後三時まで

塙町公民館

右に掲げる町

右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの

九月一日から一〇月六日まで（火曜日、木曜日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前九時から
午前一一時三〇分まで
午後一時から
午後三時まで

福島県計量検査所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第70号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
東白川郡棚倉町、同郡矢祭町、同郡塙町及び同郡鮫川村	非自動はかり、分銅及びおもり	一一月一日から一二月二二日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

福島県教育委員会

福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年七月二十五日

福島県教育委員会

福島県教育委員会規則第十二号

福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成七年福島県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（その二）中

「 心身の状 況 」	<input type="checkbox"/> 健康状態・病歴 <input type="checkbox"/> 性格 <input type="checkbox"/> その他（ ）」	<input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> その他（ ）」
「 家庭生活 」	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> その他（ ）」	<input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> その他（ ）」

「 家庭生活 」	<input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> その他（ ）」	<input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> その他（ ）」
----------------	--	---

「 思想・信 条・宗教 等 」	<input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となるおそれのある個人情報（収集する理由： ）」	<input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> その他（ ）」
-----------------------------	--	--

「 要配慮個 人情報 」	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能障害 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続（収集する理由： ）」	<input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 犯罪 <input type="checkbox"/> その他（ ）」
-----------------------	--	--

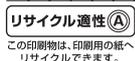
会的身分
罪被害の事実

に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則様式第一号（その二）による用紙は、当分の間、使用することができる。

（教育総務課）



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷